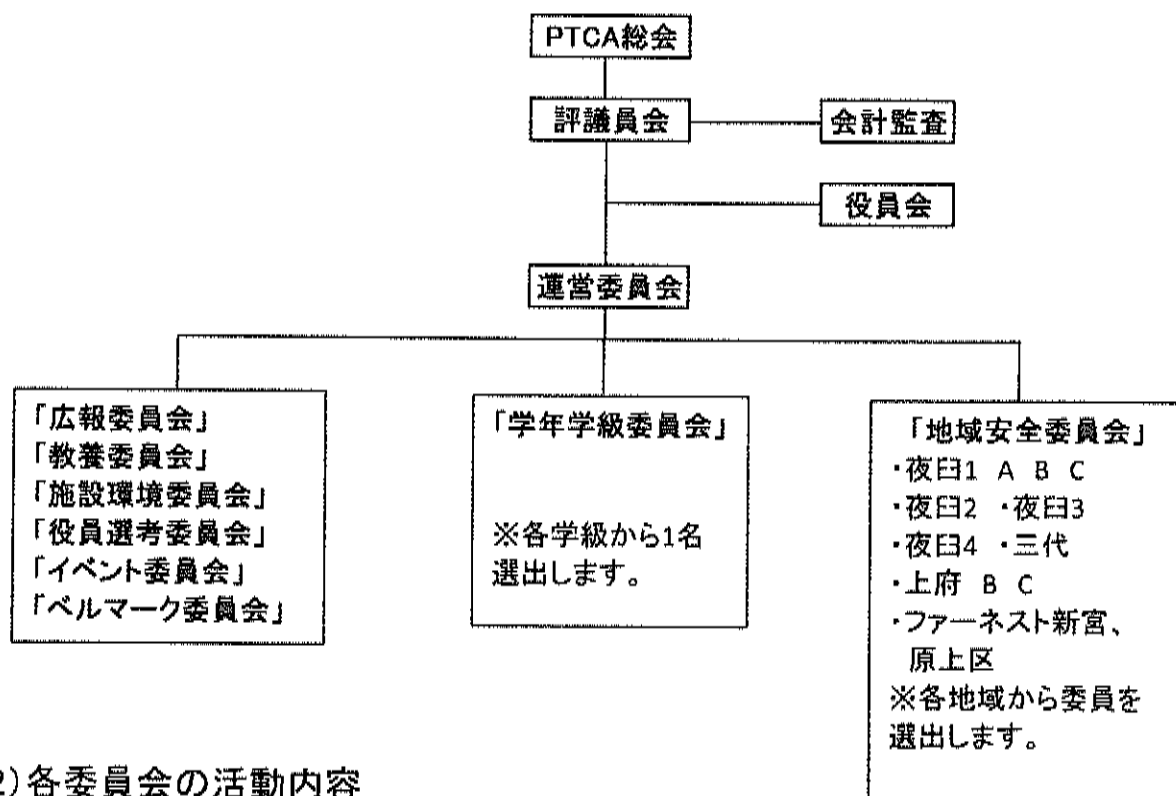


PTCA活動

(1)PTCA組織



(2)各委員会の活動内容

<広報委員会>

学校、家庭、地域の連携を図ることを目的に、広報誌「ひこばえ」の発行等をおこないます。

<教養委員会>

保護者や地域の方と協力して、読書環境を充実させます。

<施設環境委員会>

本校恒例の「愛校作業」(花植)等の企画を行い、学校の「大掃除」などの活動を通して子ども達の学校生活を豊かなものにしていきます。

<学年学級委員会>

新家庭教育宣言や親子学習会を推進し、学年学級と家庭のパイプ役として活動します。

<地域安全委員会>

地域・学校・家庭が連携し、さらにオアシス運動の強化を通してより安全な地域をめざします。

<役員選考委員会>

本校PTCAの円滑な運営のために、次年度の本会(執行部)役員をしていただく方を選考します。

<イベント委員会>* 次年度なし

運動会や東っ子フェスタなど、イベントの実施にむけて活動します。

<ベルマーク委員会>* 次年度なし

ベルマーク事業で学校環境や備品などを充実させ、子ども達が楽しく学べる環境づくりをめざします。

(3) ポイント制について

1.目的

保護者一人ひとりがPTCA活動に積極的に参加し、その責任を全うするとともに、平等に活動した実績を明確にする為、ポイント制を採用しています。

2.ポイント数とポイント起算日

①保護者に対して、要求されるポイント数について

・児童一人につき、1ポイントの活動を必要とします。

②ポイント取得方法について

・PTA活動を、年間を通して積極的に参加された方に対してポイントが消化されることとします。

・専門委員及び選考委員	1ポイント
・専門委員長及び副委員長	2ポイント
・役員選考委員長及び副委員長	2ポイント
・役員会役員 副会長・会計・書記	3ポイント
・役員会役員 会長	永久免除

※ポイント消化の条件(下記条件に協力的でない場合は、ポイント消化が出来ない場合がございます。)

- ・年間を通じて、PTCA活動に積極的に参加すること
- ・やむをえず仕事の都合や家庭の事情等にて参加出来ない時は、必ず自分から連絡すること
- ・参加出来なかった場合には、自分の都合のつく日に、出来ることから自ら積極的に参加すること

※ポイント換算の例

- ・Aさん【子供3人(中1(新宮東小卒業)、小5、小3)、中1の子供が就学時、役員選考委員長経験済み】
⇒ 新宮東小に就学経験のある子供が3人なので、3ポイントの活動が要求される
 - ・既に役員選考委員長を経験されているため、2ポイントは消化済み
 - ・要求ポイントは3ポイントなので、現小3の子供が卒業するまでの期間において、1ポイント以上の活動を行う必要がある。

③ポイント起算日

・平成8年度活動から起算する。

(平成13年度の総会で可決された為、平成13年度の6年生が入学した時点を起算日とする)

3.選出方法および選出免除について

・専門委員の選出方法に関しては、次頁の各委員別選出方法を参照下さい。

・選出免除について(下記に該当される方については免除の対象とします。)

- ①未就園児童(幼稚園・保育園等入園前の子供さん)がいる場合
- ②在宅介護の必要な家族がいる場合
- ③育成会の役員(区以上の正・副)、幼稚園・中学校のPTAの役員、各地域の組合長や区長になることが既に決定している場合

【留意点】

- ・委員、役員選出については「平等活動」が原則なので、ポイントを消化されていない保護者を優先とします。但し、本人の積極的参加を妨げるものではない為、既にポイント消化済みの方でも積極的参加は歓迎します。
- ・選出免除理由の①・②の該当者が多いために選出が困難な場合等が生じた場合は、③の該当者や既にポイントを消化されている方に対しても選出の対象とさせて頂く場合がございます。
- ・希望される専門委員がある場合においても、希望以外の選出時にまだ決定されていない場合は、選出対象になる場合があります。
- ・会長・副会長等役員会の役員に関しては、職務の性格や選出方法の違いもあるので、ポイント消化済みの保護者も対象とします。